

3 結婚に関する事務

☆は新潟県給与システムの入力が必要。

・本人の場合

手続先 参照 冊子	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚生財団	学 校 生 活 協 同 組 合	その他任意団体等 (教) 教職員共済 (労) 労働金庫 (弘) 弘 済 会 (教) 教職員共済 生協のてび き(E-BOOK)
項目	給与事務必携 福利厚生事務の手引 児童手当等事務の手引	旅費事務必携 給与事務必携 福利厚生事務の手引き	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
改姓 (改姓する 場合) (※1)	○履歴書記載 ○氏名、本籍地 の変更届 (※4) ○職員コード 印作成 ○組合員証等記 載事項及び住 所変更申告書 ○各種諸帳簿の 氏名変更	○氏名変更報告書 (FAX 不可) (※6) ○旅費委任状	○組合員証等記 載事項及び住 所変更申告書 の写し ○組合員証、発 行されている 場合は資格確 認書		○改姓・改 名届	○名義変更 申請書 ○学協カー ド ○各種カー ド	○免許状 (※2) ○各種通帳 ○各種保険 ○(教) 県事業 所へ連絡
扶養関係 (扶養関係 に変更があ った場合)	☆扶養親族届、 扶養手当認定 簿 ○新規被扶養者 認定申告書、 被扶養者取消 申告書 ○マイナンバー 申告書 (認定 のみ) ☆扶養控除等 (異動) 申告書 ☆個人番号入力 ☆児童手当認定 請求書	○新規被扶養者認定申告 書、被扶養者取消申告 書 (扶養手当のつく扶 養親族以外) ○国民年金第3号被保険 者関係届 (被扶養配偶 者のみ) ○国民年金第3号被保険 者該当に関する証明 (※3)	○新規被扶養者認定申告書の 写し、被扶養者取消申告書の 写し (扶養手当のつく扶 養親族) ○マイナンバー申告書 (認定 のみ) ○被扶養者証、発行されてい る場合は資格確認書 (取消 の場合) ○国民年金第3号被保険者関 係届 (被扶養配偶者のみ) ○国民年金第3号被保険者該 当に関する証明 (※3)				
諸手当・住 所変更	☆通勤届、通勤 手当認定簿 ☆住居届、住居 手当認定簿 ☆寒冷地手当世 帯等区分の確 認 ☆单身赴任手当 (※5) ○へき地手当に 準ずる手当 ☆所得税関連住 所変更 ○組合員証等記 載事項及び住 所変更申告書		○組合員証等記 載事項及び住 所変更申告書 の写し				
祝金			○結婚祝金 請求書		○結婚祝金 請求書		
口座変更	☆給与口座振込 申込書	○旅費口座振込申込書	○口座変更届 (姓のみの変更の場合は提出 不要)				○(教) 口座振替 依頼書 (口座 登録のある場 合)
関連事項							

- 〈注〉 (※1) : 旧姓使用を希望する場合は、平成30. 4. 19付教総 第54号「職場における旧姓使用の取扱いについて (通知)」を参照。
- (※2) : 司書教諭改姓免許書換は文部科学省へ提出する。(希望者のみ)
- (※3) : 事実発生から30日以上経過した場合、添付する。
- (※4) : 本籍のみを変更した場合で、県内は市町村名、県外は都道府県名に変更がなければ、手続は不要。
- (※5) : 別居結婚後、最初の定期人事異動発令日において引き続き別居状況にある職員のうち一定の要件を満たす場合、支給対象となる。
- (※6) : この報告をもって給与システム関係の変更が行われる。給与の振込不能とならないよう本人や教育事務所と連携して報告する。